

## 研修会報告書

増田 朝子

研修名 平成 26 年度市町村議会議員研修 [5 日間コース]  
(新人議員のための地方自治基本コース)  
日時 平成 26 年 5 月 12 日 (月) ~ 5 月 16 日 (金)  
主催 全国市町村国際文化研究所 (大津市)

### 【1 日目】

5 月 12 日 (月) 16 時 00 分～  
開校式・交流会

### 【2 日目】

5 月 13 日 (火) 9 時 25 分～12 時 00 分

「地方自治制度の基本について」 講師：大杉 覚氏

地方分権改革

- ① 自由度の拡大…自治体が事務事業を執行しようとするとき、それに対する国による統制を緩和し、自治体が企画し執行する際の裁量を高めること  
仕事量の増大…国から自治体に事務事業の執行権限を委譲することによって自治体の仕事の範囲を広げること
- ② 地方分権路線…改革の目的を地方分権そのものにおく改革路線  
行政財政改革路線…国の行政効果や財政再建を主たる目的とし、その実現のための手段として地方分権を捉える路線
- ③ 地域発自治創造を指向する地方分権
  - ・地域における自己決定・自己責任・自己実現を目指す考え方が地方分権
  - ・中央集権型国家のもとで阻まれたり、実をあげがたかった、地域の実情を踏まえた地域づくりのハードルを引き下げる方策が地方分権改革
  - ・カリスマ的リーダーやスーパー公務員でなくても、現場実践に忠実な住民、職員でありさえすれば地域発自治創造を可能とするための変革

13時00分～14時30分

「地方議会制度について」 講師：田中 良斉氏

#### 地方議会に自主的な取組

- ① 議会基本条例の制定
- ② 住民と議会の意思疎通の充実
- ③ 議会の議決議案の拡大
- ④ 事務局機能の充実

#### 地方議会のあり方

- ① 多様な民意を反映しつつ、団体意志の決定を行う機能と執行機関の監視を行う
- ② 議会に本質的な役割としての議決事件は、なにかという観点に基づく自治法第96条の再構築
- ③ 議会の独自の情報ルート確立などの議会の意思決定を支援する機能の充実
- ④ 公聴会や参考人制度の活用による民意の的確な反映・住民参加の拡充
- ⑤ 審議状況等の一層の情報発信や議会活動に対する評価の仕組みの構築による住民の関心・信頼の確保

14時45分～17時20分

「地方議会改革の課題と議会制度」 講師：田口 一博氏

#### 議会改革

目標を決める…うちのまちはどうか？

30年後のプランがかけているか？

30年後も今の流れのままだとどうか？

わがまちをどのようにするのか、したいのか。

#### 課題の認識と改革

首長が元気なので、議会も元気

ネガティブ＝不祥事がおきる

まちに共通な問題ができ議論する

住民が何を求めているのか → まず、把握する

討議する。→ 結論をかえていい！

住民の声を聞く。→ みんなが一致したものを首長に提案する

### 【3日目】

5月14日（水）9時25分～12時00分

「地方議員と政策法務」 講師：原田賢一郎氏

#### よい条例をつくるための評価基準

- ① 必要性…対応しようとする課題に照らして、そもそも条例の制定が必要かどうかを問う基準
- ② 有効性…その条例が自ら掲げた目的の実現にお子まで寄与するか、問題の解決にどこまで効果を発揮するかといったことを問う基準のこと。
- ③ 効率性…その条例の施行によってどの程度のコストが発生するか、同じ目的を実現するのにもっと少ないコストですむ手段はないかといったことを問う基準のこと。
- ④ 公平性…その条例の目的に照らして、条例の施行による効果やコストが公平に配分されているか、平等な取り扱いが行われているかといったことを問う基準のこと。

13時00分～17時00分

「条例演習・意見交換」「発表・全体討議・まとめ」講師：原田賢一郎氏

栗山町議会基本条例・福島町議会基本条例・川崎市議会基本条例

田川市議会基本条例・四日市市議会基本条例を資料として

「演習」①五つの条例の具体的に共通する事項

②それぞれの条例で特色ある事項

10班のグループで付箋紙などを使ってワークを行う。

それぞれのグループの代表が発表する。

### 【4日目】

5月15日（木）9時25分～17時00分

「地方議会と自治体財政」「意見交換・質疑応答」講師：緒方俊則氏

#### ◎ 予算の種類

- ・当初予算 ・ 補正予算（予算をつくった後に生じた事由に基づく）
- ・通年予算 ・ 暫定予算（年度が始まる前に年間を通じる本予算が成立する見込みがない場合のつなぎ予算）
- ・骨格予算 ・ 肉付け予算  
（首長、議員の選挙時期等の関係。政策的経費上の計上を避け、人件費等必要最小限の予算のみを計上）
- ・一般会計予算 ・ 特別会計予算（①特定の事業を実施する場合②特定の歳入で特定の歳出に充てる場合において一般会計から区分して経理）

## ◎ 予算の内容

- ① 歳入歳出予費
- ② 継続費（数年にわたって実施する大規模地事業）
- ③ 繰越明許費（年内に終わらない見込みのある事業）
- ④ 債務負担行為（翌年度以降支出を義務付けられているもの）
- ⑤ 地方債（年度を超える）
- ⑥ 一時借入金（年度内に返済）
- ⑦ 歳出予算の流用（職員給与などについて設定）

◎ ラスパイレスとは ひとつの自治体の給与水準（月額給与）を国家公務員の場合と比較した指数。

## ◎ 財政診断の指標

- ① 実質収支/実質収支比率（収入と歳出のバランス、実質収支の程度）
- ② 財政力指数（財政面での豊かさの程度）
- ③ 経常収支比率（財政の弾力性）
- ④ 健全化判断比率（財政の健全性 財政健全化法に基づく指数）

午後はグループに分かれ、各市町村の問題点等を討議する。

## 【5日目】

5月16日（金）9時25分～12時00分

「分権時代の地方議会（議員）に期待されていること」 中島 忠能氏

「議会改革」とは

- ・議会の民主的運営とはなにか基本に立ち返って議論すべき
- ・住民（主権者）との対話
- ・議会・審議の実態を情報公開する
- ・議会運営・議会審議等の在り方について学識経験者等に意見を聞き、議論することも有益だとの認識を持ってほしい。
- ・多数を擁する派が、十分な時間を割いて議論することを避け、会期末等を理由に強引に採択することは絶対にやめてほしい。

これからの地方議会の運営は

- ① 地域（とくに周辺部）住民の声を市長村の政治・行政に反映させる
- ② 二元代表制の一方の機関として

首長と合意に向かって徹底的に話し合う…民主主義議論

- ③ 条例・予算等の決定、行政執行への参与、首長等執行機関の監視を単年度の観点からではなく、中長期の観点から審議する
- ④ 市民からの信頼を高め、期待に応える

### 【感想】

今回、初めての議員研修は、「新人議員のための地方自治基本コース」の研修名に惹かれ、すぐ、受講しようと決断しました。北は北海道から南は沖縄まで全国から議員歴2か月から3年の新人議員68名（うち女性16名）が天津の研修所に集いました。研修の内容としては、とても難しく感じましたが、地方自治制度の基本・議会基本条例、とても勉強になりました。また、楽しい講師の先生もおられたので、分かりやすく講義を受け、地方分権を進めるための地方議会がいかにか大切に強く感じました。地方議会（地方議員）の活動については、情報公開を進め、正すべきは正し勉強すべきは勉強し、市民が納得し賛意を表すように努力する。そして市民との間に信頼関係がうまれるように努力することを学びました。

また、議員同士の意見交換も活発にしていく必要があると感じました。市民が何を求めているか」議会が市民の中に入っていき手を差し伸べていくことが最も必要であり、地域の実態、住民ニーズの的確な把握に努め、住民自治の実現に努めていきたいと思えます。

今回の研修では、4泊5日の研修という事で、講義終了後に十分な時間もあり、それぞれが抱える共通な問題・特徴ある施策などしっかりと意見交換もできました。今後もこのような研修があれば、積極的に受講し、自己研さんを積み、市民に期待される議員になりたいと思えます。